

## ◆宗像市民図書館雑誌スポンサー制度募集要項

令和3年4月1日改正

概要	名称	宗像市民図書館雑誌スポンサー制度
	内容	図書館が購入する雑誌の中から、スポンサーとなる企業や団体等に、希望する雑誌（提供雑誌）の購入代金を1年間負担していただき、その間、雑誌カバーにスポンサーの名前や広告等を掲載できる制度です。 ※お手持ちの雑誌そのものを寄贈していただくものではありません。
	提供雑誌	図書館が作成したリストから選んでください。 同一雑誌に複数の申し込みがある場合は、受付け先着順とします。
	対象図書館	宗像市民図書館（中央館・深田分館・須恵分館・久原分室）
広 告	掲載箇所	提供雑誌最新号カバー表面及び雑誌架にスポンサー名を掲示 提供雑誌最新号カバー裏面にスポンサーが希望する広告を掲示 ※提供雑誌の配架位置は、図書館が決定します。 ※スポンサー名及び提供雑誌名は市民図書館のホームページで公開します。
	規 格	裏面のとおり
	掲載期間	4月1日から翌年3月31日の1年間(年度途中からのときは、決定した翌月から当該年度末まで)
	掲載基準	次のいずれかに該当する広告は掲載できません。 （1）法令等に違反するもの （2）市の公共性、中立性が損なわれ、及びその品位を損なうもの （3）青少年の健全な育成を推進する観点から不適当なもの （4）消費者の被害を防止する観点から不適当なもの （5）政治的活動又は宗教活動を目的とするもの （6）良好な景観の形成又は風致の維持を損なうもの （7）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの （8）市が推進している施策に反するもの （9）その他、広告として掲載することが不適当なもの
募集対象	企業、商店、団体及び個人 ※次のいずれかに該当する場合、または契約期間中にこれに該当するに至った場合はこの制度を利用できません。 （1）市税を滞納しているもの （2）暴力団員に該当しているもの （3）その他、広告掲載の対象とすることが適当でないもの	
募集期間	随時受付	
申込方法	「宗像市民図書館雑誌スポンサー申込書」に必要事項を記入の上、掲載を希望する広告を添付して、直接又は郵送で下記へ提出してください。 ※広告作成にかかる一切の費用は、スポンサーの負担とします。	
スポンサー及び 広告内容の審査	広告掲載取扱要綱及び宗像市民図書館雑誌スポンサー制度実施要領の規定に基づき審査を行ないます。審査の結果については、「宗像市民図書館雑誌スポンサー結果通知書」でお知らせします。また、広告内容については、修正をお願いすることがあります。	
契約期間	原則として4月1日発刊分から翌年3月31日発刊分までの1年間とし、1年毎の更新とします。 また、年度途中の契約については、その年度末発刊分までとします。	

雑誌納品方法	スポンサーが書店等と契約し、書店等から直接対象図書館へ納品してください。
購入代金 支払方法	雑誌の購入代金は、1年間分、一括前払いで書店等へ納入してください。休・廃刊、消費税率変更などにより代金に過不足が生じる場合は、書店等と協議により精算してください。
雑誌の所有権	提供を受けた雑誌の所有権は、宗像市に帰属します。
問い合わせ先	宗像市民図書館中央館（宗像ユリックス図書館） 〒811-3437 宗像市久原 400 番地 電話：0940-34-2263      F A X：0940-37-2956

### 【広告イメージ】

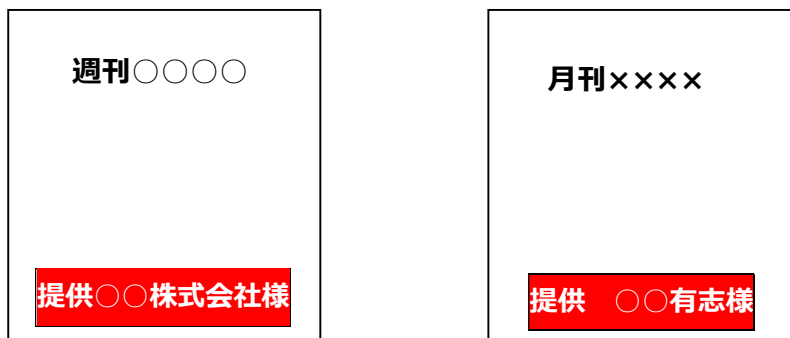
(1) 提供雑誌最新号カバー表面にスポンサー名を掲示します。

サイズ：縦3cm×横10cm程度      表示色：赤地に白文字      作成：図書館

貼付位置：雑誌の大きさ、タイトル表示位置などを考慮し、図書館が決定

※ スポンサーによる位置等の指定は不可

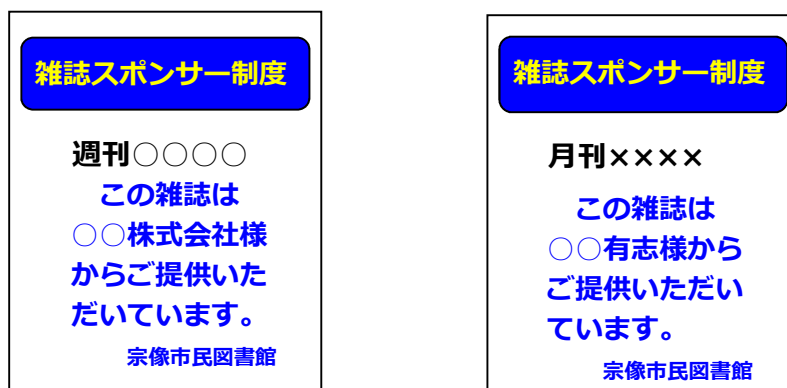
#### 【例】



(2) 提供雑誌架にスポンサー名を透明ケースに入れて掲示します。

サイズ：A4判程度      作成：図書館

#### 【例】



(3) 提供雑誌最新号カバー裏面にスポンサーが希望する広告チラシを掲示します。

サイズ：A4判以内（最新号カバーに収まるサイズ）

作成：スポンサー

内容：広告内容の審査を行いません。申込時に広告を提出してください。修正をお願いすることがあります。